第2次自転車活用推進計画の各措置のフォローアップに必要な情報の整理

70 - 70 A 14 - 7A 133E 2E		プランに必要な情報の正理		
計画記載内容				資料2
施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な 実施を促進する。	自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町付数 89市区町村(令和2年度実績) 400市区町村(令和7年度) 155市区町村(令和4年度) 年度末策定見込みを含む	策定の更なる促進のため、課題を抽出し、必要な 支援策を講じる。	・47都道府県、168市区町村で地方版自転車活用推進計画 を策定済(R4.11・自転車活用推進本部事務局調べ)。 ・825市区町村(DIDが存在する市区町村)にアンケートを実施 し、策定時の課題や工夫事例、策定に向けた課題や期待す る支援策等を把握。	
			し、地方版自転車活用推進計画策定時の課題や工夫事例、 策定に向けた課題や期待する支援策等を把握。	・アンケート結果を踏まえて、「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」の改訂や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを行い、周知に関する活動を行う予定。
		公共団体に周知する。	し、地方版自転車活用推進計画策定時の課題や工夫事例、	・アンケート結果を踏まえて、「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」の改訂や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを行い、周知に関する活動を行う予定。

	計画記載内容			資料2
施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
2 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。		安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する。		引き続き、全国各所における計画策定及び計画に基づ〈整備を推進。
		ン」(平成28年7月19日道路局長·交通局長通知) について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、 将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえ て見直しを図る。特に交差点などの特殊部にも着 目して記載の充実を図る。	(第1回:R5.2.2開催、第2回:R5.4.4開催)	の際に、道路利用者の多様性、新たなモビリティによる自転車通行空間の使われ方、交差点などの特殊部に着目して記載を充実。
		道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置 について、地方公共団体の条例への位置付けを 促進する。	·47都道府県、19政令市、656市区町村において条例改正済 (令和4年12月時点・自転車活用推進本部事務局調べ)。	・未改正の地方公共団体(1,066市区町村)に対し、条例改正 を働きかけを実施。
		地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1 - の再掲)		
		自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。	・警察では、交通の安全と円滑を確保するため、信号機や道路標識をはじめとする交通安全施設等の整備を推進。 343年(2021年)度から令和7年度までにおいては、当該期間を計画期間とする「第5次社会資本整備重点計画」に即して、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等の整備を推進。	・引き続き、「第5次社会資本整備重点計画」に即して、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等の整備を推進。
		整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープン データ化して経路検索に活用できる仕組みや、情 報通信技術を活用して自転車利用者等からの意		・引き続き、自転車通行空間等に関するデータについて、ナショナルサイクルルート以外のルート情報も経路検索事業者等が活用できる形式の公開を促進。

	計画記載內容				資料2
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
			短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及びCOの削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行う。	・地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」の取組の一つである、日々の移動をエコにするライフスタイル「smart move」において、CO2排出量削減の観点から自動車の利用から自転車への活用について普及啓発を実施。	・2022年10月に開始した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを 創る国民運動、の中で提案した、脱炭素につながる新しい豊かな 暮らしの10年後の絵姿(=2030年削減目標)実現に向け、自動車 利用から公共交通機関や自転車利用の促進を含めて、脱炭素に つながる行動を官民連携で後押ししていく。
3	路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。		き駐車場の整備等の取組を促進するほか、適切 な官民の役割分担の下、物流事業者や地域の関	・地方公共団体に対して全国駐車場政策担当者会議等を通じて、荷さばき駐車場の共用化などの先進事例について周知を図るほか、一定規模以上の建築物については、駐車場法に基づき、荷さばき駐車施設の設置を義務付ける条例を地域の実情に合わせて制定の検討を要請し、地域の需要やまちづくり計画等と整合した荷さばき駐車施設の整備を促進。 ・R3年度に自転車走行空間における路上荷さばき実態の調査を実施。 ・R4年度においては、地方公共団体が実施する路上荷さばき社会実験等を通じ調査。	・引き続き、各種会議等を通じて先進事例の周知、条例制定の検討を要請し、地域の需要やまちづくり計画等と整合した荷さばき駐車施設の整備を促進。 ・引き続き調査結果を踏まえ、適切な官民の役割分担の下、路上荷捌きについての検討を進め、荷捌き対策を推進。
			中央帯・植樹帯等の活用等による弾力的な自 転車通行空間の確保を図る。	安全で快適な自転車等利用環境を向上させるための方策に ついて「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委 員会」を設置し、専門的見地から審議。 (第1回:R5.2.2開催、第2回:R5.4.4開催)	
			自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。	の交通実態や沿道状況等を踏まえ、警察と道路管理者が連	・引き続き、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、警察庁から都道府県警察に対して、駐停車禁止規制の実施を検討するよう働き掛けを実施するとともに、国土交通省から道路管理者に対して、停車帯の設置を検討するよう働きかけを実施する。
			し、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさ く違法駐車についての取締りを積極的に推進する。	地域・路線等を定めたもの	引き続き、地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。
			駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は 違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切 に推進する。		引き続き、駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進する。

	計画記載內容				資料2
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
4		シェアサイクル事業が位置付けられた 自転車活用推進計画を策定した市区町村 数 60市区町村(令和2年度実績) 240市区町村(令和7年度) 110市区町村(令和4年度) 年度末策定 見込みを含む	や持続可能な事業運営の在り方、サイクルポート 設置場所の確保、データの活用等による利便性向	・シェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、「シェアサイクルの在り方検討委員会」において、専門的知見から審議し、地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの策定を検討。(第5回:R5.3.31)	・検討委員会の審議を踏まえ、地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインをとりまとめ、ノウハウや優良事例等の横展開を実施。 ・アンケート結果を踏まえて、「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」の改訂や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを行い、周知等の活動を行う予定。
			上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施される	備の整備ついて、社会資本整備総合交付金等の対象とし	・引き続き、社会資本整備総合交付金等により、シェアサイクル段備の整備を支援。・シェアサイクルの導入促進に係る税制特例措置(ポートの償却資産に係る固定資産税の軽減)は、令和5年度以降も2年間延長、引き続きシェアサイクルの普及を促進。
			のため、鉄道駅等の周辺においてサイクルポート	地方公共団体、民間事業者等に対して全国シェアサイクル会議等を通じて、鉄道駅等の周辺へのサイクルポート設置及び案内サイン設置の先進事例を周知し、設置を推進。	引き続き、各種会議等を通じて先進事例を周知するとともに、 社会資本整備総合交付金等により、シェアサイクル設備の整 備を支援し、設置を推進。
			公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。	・825市区町村(DIDが存在する市区町村)にアンケートを実施し、地方版自転車活用推進計画策定時の課題や工夫事例、策定に向けた課題や期待する支援策等を把握。 ・自転車通行空間の整備状況や課題について、地方公共団体にヒアリングを実施(R4.12)。(再掲)	・アンケート結果を踏まえて、「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」の改訂や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを行い、周知に関する活動を行う予定。 ・・地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの策定・周知を行い、ノウハウや侵良事例等の横展開を実施。・「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において、シェアサイクルの利用実態も踏まえた自転車ネットワーク計画について検討を促進。
				・シェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、「シェアサイクルの在り方検討委員会」において、専門的知見から審議し、地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの策定を検討。 (第5回:R5.3.31)	・地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの 策定・周知を行い、ノウハウや優良事例等の横展開を実施。

	計画記載内容				資料2
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
5	地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。		路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の見直しを図る。	・社会資本整備総合交付金等により、地域のまちづくり計画等に基づき実施する路外への駐輪場設置を支援し、設置を促進。・関係者へのヒアリングにより、道路上への占用に当たる無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるものであることを確認。	・引き続き、社会資本整備総合交付金等により、路外への駐輪場設置を支援し、設置を促進。 ・無余地性の基準に係る左記の考え方について周知を図る。
			交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとし	地方公共団体等に対して各種会議を通じて、自転車駐車施 策の課題と今後の考え方等をとりまとめた「自転車等駐車場 の整備のあり方に関するガイドライン」を周知。	引き続き、各種会議等を通じて「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を周知。
			対策の総合的推進に関する法律第5条第2項に 基づき、鉄道事業者が、鉄道駅の周辺における自 転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方 公共団体や道路管理者から協力を求められたとき	置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力するするよう鉄道事業者に求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事業の解決に向けた指導・助言を実施。	提供した背景や提供可能な理由などを調査し、駅の構造ごとに分類した上で提供可能な条件を分析し、引き続き左記の取り組みを実施。
			多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、 業界団体によるサイクルラックに関する技術基準 の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対 して周知を図る。	地方公共団体等に対して各種会議等を通じ、自転車駐車施策の課題と今後の考え方等をとりまとめた「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」及び業界団体のサイクルラックに関する技術基準を周知。	
6	シェアサイクルの運営、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。		計画的な整備等を推進するため、自転車ブローブ データの活用による自転車活用推進計画策定等 の取組に対する支援の在り方を検討する。	・シェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、「シェアサイクルの在り方検討委員会」において、専門的知見から審議し、地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの策定を検討。(第5回:R5.3.31)	・地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの 策定・周知を行い、ノウハウや優良事例等の横展開を実施。
			地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築を図る。(2 - の再掲)		

計画記載内容			資料2	
施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
		における自転車の再配置の最適化の在り方について、民間事業者と連携して検討を進める。	・シェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、「シェアサイクルの在り方検討委員会」において、専門的知見から審議し、地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの策定を検討。(第5回:R5.3.31)	・地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの 策定・周知を行い、/ウハウや優良事例等の横展開を実施。
		クルをはじめとする新しいモビリティサービスの	シェアサイクル等の新しいモビリティの活用を含むMaaSの実装を支援するとともに、MaaS実装のための基盤整備の取組として、シェアサイクル等の新しいモビリティの導入を支援。	令和5年度以降も、シェアサイクルや電動キックボード、グリーンスローモビリティ等の新しいモビリティの導入を支援。
		タの連携や利活用を促進するため、「MaaS関連 データの連携に関するガイドライン」(国土交通省	施する全ての事業者が準拠するガイドラインであり、MaaS実装の支援にあたり、当ガイドラインへの準拠を申請要件の1	・今後は「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の改訂を予定しており、それに伴い改訂方針に連動したガイドラインの浸透・活用を求める。・令和5年度以降も、更なるデータ連携高度化に向けた調査・検討を推進。
7 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、 生活道路における通過交通の抑制や無電 柱化と合わせた自転車通行空間の整備に ついての総合的な取組を実施する。		に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークの取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。	・地方公共団体等に対して各種会議等を通じて、自転車駐車施策の課題と今後の考え方等をとりまとめた「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を周知。・・地方公共団体、民間事業者等に対して全国シェアサイクル会議等を通じて、シェアサイクルに関する先進事例等の情報提供を実施。	引き続き、各種会議等を通じて「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」の周知するとともに、シェアサイクルに関する先進事例等の情報提供を実施。
		空間を構築する取組の一環として、歩行者利便増	ほこみち制度によるシェアサイクルポートの設置が可能な箇所を広げるため、ほこみち制度に関する広報イベントや相談窓口の設置等により、ほこみち制度の普及を促進。	

	計画記載内容			資料2	
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
			図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施する。	・警察と道路管理者が緊密に連携し,最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンブや狭さ〈等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通の安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30ブラス」として設定し,車両の速度抑制対策や通過交通の進入抑制対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等を推進。 【実施状況(令和4年7月末時点)】 全国33地区において「ゾーン30ブラス」整備計画を策定	・引き続き、地域の実情等に応じ、必要な支援等を実施するとともに、取組事例等をWEBページに掲載するなど、「ゾーン30ブラス」を推進。
			無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律 第112号)に基づ〈無電柱化推進計画を踏まえ、無 電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間 の確保が図られるよう、地方公共団体等に対し、 地域のニーズに応じた条例の制定や、都道府県 無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画 の策定を推奨し、必要な技術的支援を積極的に行う。	令和3年5月に策定した無電柱化推進計画に基づき、地方公共団体に対し、必要な技術的支援を実施。	令和3年5月に策定した無電柱化推進計画に基づき、地方公 共団体に対し、必要な技術的支援を実施。
8	自転車競技の普及・振興に向け、国際規格 に合致した自転車競技施設の整備等を促 進する。		国際規格に合致した競技施設の整備に対する 国としての支援の在り方に関する検討を行う。	・関係省庁で連携し、自転車競技施設の整備に活用可能な 国等の支援制度を整理。	・国際規格に合致した競技施設を整備しようとする地方公共 団体等からの相談等に応じて、活用可能な支援制度の紹介 等の支援を実施。
9	公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い1年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。		より、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。	おけるBMXエリアの併設など、競輪場を活用した市民参加の取組が実施。 ・自転車活用推進計画に公園等の有効活用等によるサイクルスポーツの促進について記載している地方公共団体を調査。	う、競輪施行者、関係団体に働きかけを行う。 ・全国の好事例を収集・整理し、「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」へ反映・周知。 ・公園等におけるサイクルスポーツ施設の事例の調査・横展開。
				安全で快適な自転車等利用環境を向上させるための方策に ついて「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委 員会」を設置し、専門的見地から審議。 (第1回:R5.2.2開催、第2回:R5.4.4開催)	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の見直しを行い、地方公共団体向けの周知を実施。

	計画記載內容			資料2	
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
			境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道 走行について検討するよう、既に公道走行を解禁 した事例の周知を行うことにより都道府県警察に	タンデム自転車について、各地域の道路交通環境を踏まえ、安全性が確保される場合には、タンデム自転車の乗車人員の制限の見直しについて、所要の検討を行うよう。「第2次自転車活用推進計画の決定について。(令和3年5月28日付け警察庁丁交企発第215号)において都道府県警察に働きかけており、令和5年3月31日現在、46道府県において道路一般における二人乗りが許可。	引き続き、警視庁に対し、道路交通環境を踏まえ、安全性が確保 される場合には、タンデム自転車の乗車人員の制限の見直しにつ いて、所要の検討を行うよう働きかけを促進。
10	国民の健康に関する理解力を底上げし、自 転車を利用した健康づくりに関する広報啓 発を推進する。		毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・	「スマート・ライフ・プロジェクト」として、webでの広報等を通じて、企業・自治体等が行う適度な運動などの健康寿命の延伸につながる取組を推進。【参画団体数:6,853団体(令和3年度末)】	「スマート・ライフ・プロジェクト」を通じ、自転車利用も含めた適度な 運動等を通じて、健康づくりに資する普及啓発を推進。
			を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開を図る。	・地域住民の運動・スポーツの習慣化や「Sport in Life」の推進を図るため、スポーツを通じた健康増進やスポーツ実施者増加に資する取組の事例として、自転車の貸出やシェアサイクリングの取組、また自転車スポーツの普及・需要拡大に係る取組等についても情報収集を行い、HPで公表するなど情報発信を実施・総合型地域スポーツクラブにおける自転車を活用した取組の好事例について、「日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジン」で発信。	ポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が
			自転車通勤をはじめとした自転車利活用による健康増進の効果に関しての科学的知見を収集するなど必要な調査・研究を進めるとともに、当該調査・研究の結果を活用しながら、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を進める。	·厚生労働科学研究にて、自転車利活用による健康増進の 効果に関しての調査・研究を実施。	・健康づくりのための身体活動指針(アクティブガイド)等を通じて、自転車利用を含めた身体活動・運動の増加を啓発。

	計画記載内容				資料2
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
11	の強化をはじめ総合的な取組を推進する。 15.2% (平成27年)	通勤目的の自転車分担率 15.2%(平成27年度実績) 18.2%(令和7年度) 13.8%(令和4年度)	て、自転車通勤のニーズの高まり等の実態を踏まえて安全対策等の記載の充実を図るほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車活用推進官民連携協議会等を通じて、企業活動におけ	地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施。 ・従業員の働き方の多様化に伴う自転車通勤の実態・ニーズ、勤務先における制度の課題、自転車通勤をするために必要な環境などを把握するため、会社勤めの個人を対象としたアンケート調査を実施。	・自転車通勤を認めていない企業・地方公共団体に対して、『自転車通勤導入に関する手引き』を通じて、自転車通勤に関する必要性の認知や懸念事項の解消を図るための効果的な周知方法を検討。・自転車通勤の規則・規定がない企業・地方公共団体に対しては、アンケート調査結果から得られた、企業・地方公共団体が規則・規定を検討するために必要する条件を踏まえ、「自転車通勤導入に関する手引き」の改定を実施し、周知を実施・・引き続き、関係団体等を通じて、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト』制度の周知を実施。
			組に対する支援策の具体化を図る。	・自転車通勤に関する課題やニーズを把握するため、企業・地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施。・従業員の働き方の多様化に伴う自転車通勤の実態・ニーズ、勤務先における制度の課題、自転車通勤をするために必要な環境などを把握するため、会社勤めの個人を対象としたアンケート調査を実施。・自転車通勤の奨励をはじめ、従業員の健康増進のためのスポーツの実施に向けた積極的な取組や支援を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定(令和4年度910社)。	・自転車通勤を認めていない企業・地方公共団体に対して、『自転車通勤導入に関する手引き』を通じて、自転車通勤に関する必要性の認知や懸念事項の解消を図るための効果的な周知方法を検討。・自転車通動の規則・規定がない企業・地方公共団体に対しては、アンケート調査結果から得られた、企業・地方公共団体が規則・規定を検討するために必要する条件を踏まえ、「自転車通勤導入に関する手引き」の改定を実施し、周知を実施・・引き続き、「スポーツエールカンパニー」認定制度の拡充を図り、自転車通勤の奨励をはじめ、企業における従業員の健康増進のためのスポーツの実施に向けた積極的な取組・支援を促進。
			国の機関において、自転車通勤者や庁舎への 来訪者のために必要な駐輪場を整備するととも に、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの 設置に協力する。	2022年2~3月に合同庁舎3号館に電動アシスト付き公用自 転車を5台試行導入し、業務等における自転車活用を推進。	働き方改革の観点からも、電動アシスト付き公用自転車の導入やサイクルポート設置の候補場所の検討などを継続。
12	関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を 推進する。		自転車活用推進本部のウェブサイトを活用し、 海外に向けた情報発信を行うとともに、地方公共 団体等と連携し、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を進める。	・海外からのパネリストも招いた自転車利用向上環境会議の開催や、海外からの参加者も含まれるサイクリングしまなみ2022(R4.10.30)の開催を促進。	過去のベロシティ開催状況についての情報収集を行うととも に、R5年5月にドイツで開催されるベロシティへの参加を検討 中。
			国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。	・「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業(スポーツによる地域の価値向上プロジェクト)」として、「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大により地方創生・まちづくりを推進するため、ウィズコロナ・ポストコロナにも対応した高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組を委託事業として実施。・サイクルスポーツに関するイベントについて、自転車活用推進本部として、後援を実施。	に向けたモデル的な取組を委託事業として実施。 ・サイクルスポーツに関するイベントについて、自転車活用推

	計画記載内容				資料2
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
13	官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。	指すモデルルートの数 56ルート(令和元年度実績) 100ルート(令和7年度) 83ルート(令和4年度)	や自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上 等滞在コンテンツの層き上げ等による魅力づくり等を支援し、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇りうるサイクリングルートの整備を図る、また、これらのサイクリングルートについて、自転車活用推進本部や日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリストの誘客を図る。 農道、臨港道路を含む道路、河川等の施設管理者や都道府県警察等による横断的協議機関の設置を促進し、各者の連携による安全で快適な自	のウェブサイトに「スポーツ&アウトドアページ」を新設し、同ページ内のサイクリングコンテンツとして、サイクリングコース概要や周辺観光スポット等の情報を拡充するとともに、同ページへ誘引するためのオンライン広告掲載を実施。また、同コンテンツに、サイクリング関心層向け情報として、ナショナルサイクルルート等一部コースの現地ガイド体験レポートやモデルルート、最良な季節、サイクルステーション等の情報を掲載。	・日本政府観光局(JNTO)においては、サイクリング関心層の 訪日需要を喚起するため、サイクリング関連に強いメディアと 連携し、引き続き、JNTOウェブサイトの充実及びオンライン広 告による特設ページへの誘引を図る。 引き続き、各種説明会等において、関係機関への働きかけを 実施。
			レイン、サイクルパスの取組事例、方法等を集約 し優良なものを選定した上で、ベストブラクティスの 共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルト レイン、サイクルパスの実施について検討を促す。 道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅、空	機関との連携に関する優良事例を取りまとめ、公表。 ・講演会や関係機関の勉強会等において、主要アクセスポイ	事例集を活用し、引き続き事業者に対して導入を促進。 ・引き続き、各種説明会等において、関係機関への働きかけ
					・引き続き、「道の駅」の整備にも活用できる予算メニューの1つとして、「先進的なサイクリング環境整備事業」を含め、「道

計画記載内容				資料2
施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
		ンツの充実や受入環境整備等、地域の関係者が 広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身 の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組に対 し総合的な支援を行い、支援実績の横展開を行 う。	・令和3年度「アドベンチャーツーリズム等の新たなインパウンド層の誘致のための地域の魅力再発見事業」において、新潟県佐渡市、山梨県南アルブス市及び富士川町、京都府宮津市及び南丹市ほか、熊本県阿蘇市のサイクリングを含む取組に対して支援を実施。 ・令和4年度「サステナブルな観光コンテンツ強化事業」において、北海道上川町、岐阜県岐阜市、熊本県阿蘇市、沖縄県恩納村に対し、観光コンテンツ等のモデル造成や体験に必要な施設改修及び物品等の購入補助を実施。 ・「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」において、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う、サイクルツーリズムを3部在コンテンツの充実や受入環境整備等の取組に対して支援を実施。 ・「農山漁村振興交付金」における農泊推進対策にて、自転車を活用した体験コンテンツの造成等の支援を実施。 ・「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」(令和2年度第3次補正予算)及び「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出」事業(令和3年度経済対策関係予算)において、サイクルツーリズムに関連したコンテンツを造成。 ・「スポーツによる地域活性化・まちづくリコンテンツ創出等総合推進事業(スポーツによる地域の価値向上ブロジェクト)」として、「スポーツによる地域の価値向上ブロジェクト)」として、「スポーツによる地域の価値向上ブロジェクト)」として、「スポーツによる地域で価値向上ブロジェクト)」として、「スポーツによる地域で価値向上ブロジェクト)」として、「スポーツによる地域の価値向上ブロジェクト)」として、「スポーツの名と地域では関連して、サイクルツーリズム」等を通じた流入口の拡大により地方創生・まちづくりを推進するため、ウィズコロナ・ポストココナにも対応した高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組を委託事業として実施。	ティ」を取り入れた、高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル 的な取組を委託事業として実施。 引き続きマウンテンバイクのコース整備等に関する事例の収集や
		が連携・協働してコース整備や森林の保全管理等を行う取組事例の情報収集及び情報発信を進めるなど、これらの取組の他地域への横展開を図る。		支援策の紹介に努める。

	計画記載内容			資料2	
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
14	自転車が備えるべき安全性に関する品質 基準について、国民に分かりやすく示し、高 い安全性を備えた自転車の普及を促進す る。	自転車の安全基準に係るマークの普及率 39.8%(令和元年度実績) 45%(令和7年度) 34.2.%(令和3年度実績) 自転車乗用中の交通事故死者数 419人(令和2年実績) 第11次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(令和7年	JIS規格とISOとの整合化作業を進めるとともに、JIS規格をベースとしたSG基準やBAA基準について、JIS規格の改正に応じて順次改正する等、整合性の維持を図る。あわせて、これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供を行う。		引き続き各基準の整合化、消費者への情報提供が行われるよう、 関係団体に働きかけを実施。
		度) 本指標については、14.~20.の施策に対応 339人(令和4年実績)	車に関する消費者事故等の情報を集約・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活	・消費者安全法に基づき収集した消費者事故等を定期的に公表するとともに、こうした事故情報等を基に、メールマガジンやSNS等を用いて、複数回、自転車の安全な使い方に関し周知啓発を実施。 ・独立行政法人国民センターにおいて、令和4年11月16日に子供を抱っこして自転車に乗ることが危険であることについて、消費者への注意喚起を実施。	引き続き、幅広に事故情報等を収集・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者へ自転車の安全な使い方について周知啓発を実施。
			環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見	各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には、自転車の積載物の制限の見直しについて、所要の検討を行うよう、「第2次自転車活用推進計画の決定について」(令和3年5月28日付け警察庁丁交企発第215号)において都道府県警察に働きかけを実施した。	引き続き、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には、自転車の積載物の制限の見直しについて、所要の検討を行うよう、都道府県警察に対して働き掛ける。
15	高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を 促進する。		高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。	・競輪・オートレースの売上の一部を用いた機械振興、公益振興のための補助事業において、多様な自転車の開発も支援対象としているため、テレビ・ラジオ等各種媒体を通じた広報を行った。 ・また、自転車関係団体に対し、同補助事業の普及啓発について協力依頼を行った。	
			障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も 踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行 環境の在り方等の見直しを図る。(9 - の再掲)		
			タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、既に公道走行を解禁した事例の周知を行うことにより都道府県警察に働きかける。(9 - の再掲)		

計画記載内容				資料2
施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
16 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。	自転車技士の資格取得者数 836人/年(令和元年度実績) 計4,900人/5年 (令和3~7年度) 自転車技士の資格取得者数 令和3年度 976人 令和4年度 788人	転車技士や公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。	・令和4年度実施の自転車安全整備技能検定について、警察庁として後援するとともに、職員が技能検定審議会委員及び同試験員に就任するなどの支援を実施。また、自転車の点検整備について、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進するよう各都道府県警察に対して通達を発出。	
		と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。	・公和2年度に実施した自転単技工試験における受験要件の緩和状況を踏まえ、更なる見直しの要否も含めた受験要件の緩和等についての検討の働きかけを実施。 ・公益財団法人日本交通管理技術協会に対し、施策16措置、についての検討依頼文書を発出し、受験要件の緩和等について検討するよう働きかけを実施。 身体に合った自転車選びをアドバイスする人材(BAAアドバイザー、SBAA PLUS)の資格試験を行った。 BAAアドバイザー認定者 累計1567名 SBAA PLUS資格者 累計 900名 (令和5年1月時点)	・引き続き、自転車技士の能力向上と受験者の負担軽減に向けた検討の働きかけを実施。 ・引き続き、公益財団法人日本交通管理技術協会に対して、検討依頼文書を踏まえた受験要件の緩和等の検討を促進。 引き続き、消費者が身体に合った自転車を購入できるよう。自転車選びをアドバイスする人材の育成が図られるよう自転車協会に働きかけを行う。

計画記載内容				資料 2
施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
17 国民の交通安全意識の向上に資する広報 啓発活動の推進や、自転車利用者に対す る指導・取締りの重点的な実施により、自 転車利用者をはじめとする道路利用者全 体の安全意識を醸成し、自転車の安全な 利用を促進する。		の購入時等の様々な機会を通じて、「自転車安全 利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の	団体等の関係機関・団体と連携し「自転車安全利用五則」を 活用するなどして、全ての年齢層の利用者に通行ルール等	則」を活用するなどにより、全ての年齢層の利用者に対する
		自転車の安全利用について、「全国交通安全運動推進要網」において運動重点に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。	転車の交通ルール遵守の徹底等を運動重点に盛り込み、	
			理解促進を図るため、ポスター等を作成して都道府県警察 や関係機関・団体へ送付するとともに、全国交通安全運動や	・全年齢層の自転車利用者に対して乗車用へルメットの着用の努力義務とする道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)が令和5年4月1日に施行予定であることを踏まえ、引き続き、国や地方公共団体が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。
		一定の違反行為を反復して行った自転車運転 者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な 運用を図る。	・自転車運転者講習の適切な運用や交通安全教育等の機会において制度の周知を促進した。	・引き続き、一定の違反行為を反復して行った自転車運転者 を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。
		交通安全啓発に関するボランティア等に対する 講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた 交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果的と認められる交通ボランティア活動の 各種取組等について関係機関・団体への周知を 図る。		令和5年度の交通指導員等交通ボランティアに対する研修会を開催し、講義内容に「自転車事故の現状を踏まえた安全利用の促進」、「自転車の交通ルール・マナーの徹底」等を盛り込むほか、参加者による活動事例の発表等により、各種取組について関係機関・団体への横展開を実施。
		機会を確保するため、自転車イベント等において、	・高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化に対応した交通行動について理解を促進するため、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室の開催等による教育内容の充実を図った。	
		自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。	安全で快適な自転車等利用環境を向上させるための方策に ついて「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委 員会」を設置し、専門的見地から審議。 (第1回:R5.2.2開催、第2回:R5.4.4開催)	引き続き、「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する 委員会」を設立し、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の改訂に向けた検討を推進。

計画記載內容					資料2
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
			本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に	令和4年の道路交通法の改正や自転車安全利用五則の改定を踏まえ、国及び地方公共団体の所属職員に対し自転車交通のルール遵守が周知徹底されるよう通知を発出。	国及び地方公共団体に対し自転車交通のルール遵守が徹底 されるよう引く続き周知を実施。
				・道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行っている。	引き続き道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行う。
			高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。(15 - の再掲)		
				令和4年中の検挙件数: 24,549件 令和4年中の指導警告件数: 1,318,830件	自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行等)、一時不停止等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進。
			関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用 の促進を図るため、指導啓発活動を推進するとと もに、警察による交通違反に対する指導取締りを 進める。	24,549件	引き続き、関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の 促進を図るため、指導啓発活動を推進するとともに、警察に よる交通違反に対する指導取締りを推進。
			教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守等に ついて紹介するなど、自動車運転者に対する自転	運転免許保有者に受講が義務付けられている更新時講習において使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するとともに、講習会場において、自転車利用者向けに作成された自転車の交通ルール・マナーに関するチラシ等を配布するなどして、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行っている。	引き続き、運転免許保有者に受講が義務付けられている更新時講習において使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するとともに、講習会場において、自転車利用者向けに作成された自転車の交通ルール・マナーに関するチラシ等を配布するなどして、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行う。

	計画記載內容				資料2
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
			高齢者講習において使用する教本の中で、自転車乗用中の死者・負傷者数のうち高齢者の占める割合が高くなっていることや「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図っていく。また、高齢者に対し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。	各都道府県において、高齢者講習の機会を通じて、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における自転車事故を含めた交通事故実態、四輪車及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本及び視聴覚教材を活用して分かりやす〈教育を実施。受講者 344万5,461人(令和3年中) 受講者 358万7,485人(令和4年中)	引き続き、各都道府県において、高齢者講習の機会を通じて、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における自転車事故を含めた交通事故実態、四輪車及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本及び視聴覚教材を活用して分かりやすい教育を実施。
18	18 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。		都道府県に対し、交通安全教育の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、 指導の参考となる資料を周知する。	都道府県が実施する交通安全教育の講師となる教職員等向けの 講習会開催を支援。 また、自転車ヘルメット着用の義務化等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律等の資料を周知。	都道府県に対し、交通安全教育の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援。
				国民生活センター資料「こどもを抱っこして自転車に乗ること は危険です」等、自転車の安全利用に関する意識向上を図 る事例を関係機関へ周知。	未就学児及び児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育や、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等の関係機関への周知を引き続き実施。
			教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。	・「自転車活用推進計画」策定済みの地方公共団体から、14地方公共団体を抽出し、通学路における合同点検の内容を分析。 ・「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」への反映内容を検討。	・検討結果を踏まえた「地方版自転車活用推進計画の手引き (案)」の改訂。 ・都道府県向けの説明会を開催。
19	19 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。(実施すべき施策1.の再掲)		地方公共団体における自転車活用推進計画の 策定の更なる促進のため、課題を抽出し、必要な 支援策を講じる。(1 - の再掲)		
	144)		地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、地方公共団体への働きかけを行う。(1 - の再掲)		
			地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1 - の再掲)		

計画記載內容			資料2	
施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
20 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。(実施すべき施策2.の再掲)		安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する。(2 - の再掲)		
		「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて見直しを図る。特に交差点などの特殊部にも着目して記載の充実を図る。(2 - の再掲)		
		道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、地方公共団体の条例への位置付けを促進する。(2 - の再掲)		
		地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1 - の再掲)		
		自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。 (2- の再掲)		
		地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築を図る。(2 - の再掲)		
21 危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。		「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」について、国土強靱化基本計画の内容等を踏まえて、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の観点から見直しを図る。	・地震等の災害発生時のシェアサイクル利用の協定締結や 実際の活用事例の整理等を実施。	・策定済みの地方公共団体における「自転車活用推進計画」への災害発生時の取り組みの記載状況を確認。 ・好事例を取り込んだ「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」を改訂。
		災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化するとともに、地方公共団体においても災害時の自転車の活用が促進されるよう働きかける。	・全国の国道事務所等において自転車を計画的に配備しており、令和2年3月末で107事務所に685台の自転車を配備。	左記の調査等を定期的に行い実態把握をしたうえで、好事例を取り込んだ「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」を改訂。

	計画記載内容				資料2	
	施策	指標	措置	現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針	
			地域における災害時のシェアサイクルの活用が 進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言 等の働きかけを行う。(4 - の再掲)			
22	都道府県等に対して自転車損害賠償責任 保険等への加入を義務付ける条例の制定 を促進するとともに、利用者等に対して情 報提供を強化すること等により、自転車損 害賠償責任保険等への加入を促進する。	自転車損害賠償責任保険等の加入率 59.7%(令和2年度実績) 75%(令和7年度) 62.7%(令和4年度)	日自転車活用推進本部事務局長通知)を活用す	標準条例(技術的助言)を作成・周知したうえで、都道府県等 に条例策定の働きかけを行った結果、条例を制定した都道 府県数は、25地方公共団体(R元年度末) 40地方公共団体 (R4年度末)まで増加。	保険加入調査を実施し、都道府県別の動向などの実態把握	
			対する自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。	条例により自転損害賠償責任保険等への加入を義務付けている地方公共団体や損保協会等と連携し、ポスターや啓発チラシの掲示・配布による周知を実施。 国土交通省HP、各地方公共団体HP、自転車活用推進官民連携協議会HPなどに保険加入の啓発ページを設け、情報発信を実施。	引き続き地方公共団体や損保協会等と連携した周知を行う ほか、保険加入調査の結果についても講演会等で周知し、自 転車賠償責任保険等への加入を促進。	
			企業の従業員等の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、経済団体等を通じた広報啓発等を行う。	毎年、自転車通勤者に対する保険加入調査を実施し、実態 把握を行い、結果についても講演会等で周知。	引き続き地方公共団体や損保協会等と連携した周知を行う ほか、保険加入調査の結果についても講演会等で周知し、自 転車賠償責任保険等への加入を促進。 自転車通動企業等への周知の裾野を広げるため、経済団体 等を通じた広報を強化。	
			自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認	毎年、地方公共団体や自転車通勤者に対する保険加入調査を実施し、実態把握を実施。 結果についても自転車小売事業者等が参加する講演会等で 周知。	引き続き保険加入調査を実施し、実態把握を実施。 結果についても自転車小売事業者等が参加する講演会等で 周知。	
自転						
自活計画4・(5)	反に対して、指導取締りの徹底を図るほか、	平成27年6月から施行された自転車運転者	対応の在り方」については、自転車利用者の法令違 結講習制度の運用状況や自転車事故の発生状況、 とめに実効性のあるものとなるよう、検討を進める。	自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行等)、一時不停止等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進した。また、自転車運転者講習の適切な運用や交通安全教育等の機会において制度の周知を促進した。	引き続き、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用 者の信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行等)、一時不 停止等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に 重点を置いた指導取締りを推進するとともに、一定の違反行為を 反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制 度の着実な運用を図る。	